京都府情報セキュリティ基本方針

１　目的

京都府情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、京都府の情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、情報資産の適正な管理の保持・徹底を図り、もって府民の信頼の維持向上に資することを目的とする。

２　定義

⑴ 情報システム

電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）、電磁的記録媒体及びネットワーク（データ伝送を行う通信網及びその構成機器）の一部又は全部で構成する、情報の処理を行う仕組みをいう。

⑵ 情報資産

京都府の情報システム及び情報システムで取り扱うすべてのデータをいう。

⑶ 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

３　適用機関

基本方針の適用機関は、京都府の知事部局（一部、関係団体含む）、議会、各行政委員（会）（公安委員会を除く。）及び警察本部（警察署を含む。）とする。

ただし、適用機関において個別の事情を考慮した情報セキュリティ基本方針又は相当する類似規程の適用範囲内にあるものを除く。

４　職員及び委託事業者等の義務

適用機関におけるすべての職員（以下「職員」という。）及び委託事業者等（派遣労働者、機器のリースを行う者を含む。以下同じ。）は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに業務の遂行に当たって関係法令や基本方針を遵守する義務を負う。

なお、地方公務員法第３条第３項に規定する特別職についても同様とする。

５　情報セキュリティ対策の推進

適用機関においては、以下の対策を実施することとする。

⑴ 情報セキュリティ対策を総合的に推進するための組織体制の確立

⑵ 情報資産の性質や重要度に応じた、次に掲げる対策の実施

ア　物理的セキュリティ対策

情報資産を損傷・妨害等から保護するため、情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報システムへの外部機器の不正な接続等を防止する対策

イ　人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員及び委託事業者等に基本方針の内容を周知徹底するための教育及び啓発等の対策

ウ　技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理、ウイルスチェック等の対策

エ　運用におけるセキュリティ対策

情報セキュリティ対策の遵守状況の確認、情報システムの監視等の対策

オ　緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための計画を定める等の危機管理対策

６　情報セキュリティ対策に係る関係規程（以下「関係規程」という。）の策定

適用機関においては、情報セキュリティ対策を講じるに当たっては、遵守すべき行為及び判断等の基準についての基本的な事項を定める。

また、所管する情報システムについて、情報セキュリティ対策の具体的な実施手順を定めるものとする。

７　情報セキュリティ監査及び評価、見直しの実施

適用機関においては、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期及び随時の監査を実施し、その結果等を踏まえ、基本方針及び関係規程に定める情報セキュリティ対策の評価を行い、必要に応じて基本方針及び関係規程の見直しを行う。

附則

この基本方針は、令和８年４月１日から施行する。